

原産地表示

国産食肉の都道府県名表示など

15

原産地表示…国産食肉の都道府県名表示など

都道府県名などの表示

「国産」表示にかえて、主たる（飼養期間が最も長い）飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名（P39×モ欄に詳細記述）を原産地として記載できます。

鹿児島県産牛肉

宮崎はまゆうポーク

岩手産わか鶏肉

銘柄食肉の場合

地名を冠した銘柄名（ブランド名）を表示する場合も、前記の都道府県などの表示と同様に「国産」の表示を省略することができます。

神戸牛

ふくいポーク

日向どり

○地名を冠した銘柄食肉に付けた地名と、「主たる飼養地」が同一でない場合は、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記しなければなりません。



○地名を冠した銘柄食肉で、その地名が品種であるか、単に地名を冠した銘柄であるか判断できないものについても、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記します。

名古屋コーチン（群馬県産）

（愛知県産でないもの）

比内地鶏（岩手県産）

（秋田県産でないもの）

○原産地のより詳しい表示は、下記のように行うことができます。

国産牛ばら

茨城県産（北海道生まれ）

馬刺しロース

カナダ産（熊本肥育）

牛ロース（オーストラリア産）

日本で5カ月肥育

カナダ産馬もも肉

熊本肥育

Check!

● JAS 法第19条の13、14 ▶ (P136)、第24条 ▶ (P137) ● 生鮮食品品質表示基準第4条(2)のイ ▶ (P123)

● 加工食品品質表示基準第4条(8) ▶ (P128) ● 食肉公正競争規約第3条第1項(2) ▶ (P92)、第9条第1項(2) ▶ (P98) / 同施行規則第5条 ▶ (P93)、第17条 ▶ (P99)